

全ト協発第450号（輸）

令和6年11月27日

一般社団法人全国建設業協会  
会長 今井 雅則 様

公益社団法人全日本トラック協会  
ダンプトラック部会 部会長 岡田 安正



### 「標準的運賃」収受への支援要請について

平素は、当業界に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもダンプトラック事業者は、99%以上が中小企業であり、多くの事業者が工事現場の建設資材等の運搬に従事するなど、業務の大部分を建設関係事業者に依存しておりますが、荷主となる建設関係事業者に対する交渉力は弱く、年々増加する運行コストや、高止まりを続ける燃料価格等を運賃に転嫁することは困難であり、人件費を抑制することで経営を維持している状態です。

その結果、全産業平均と比較して、年間労働時間は長時間であり、労働者の賃金水準は相対的に低く、高齢化が進み、若年労働者の確保に苦慮するという悪循環に陥っています。

このような中、国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づき、本年3月に改定した「標準的運賃」及び同じく3月から適用している公共工事設計労務単価での運転手（一般）の単価引き上げを踏まえ、3月26日に不動産・建設経済局の建設業課長、建設市場整備課長並びに物流・自動車局の貨物流通事業課長の連名による文書「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」を貴団体をはじめとする建設業団体や各府省庁、地方公共団体、主要民間団体に発出しました。

今般の「標準的運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定

が盛り込まれており、国土交通省の同文書では、建設資材や建設副産物等の運搬に際しては、トラック事業者と契約する際には改定後の「標準的運賃」を参考指標として適正な契約を締結することとしております。

また、建設工事の元請事業者においては、「標準的運賃」や設計労務単価を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正価格での下請契約を徹底とともに、下請事業者に対し、再下請契約についても適正価格での契約締結を要請するなど、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限務めることを要請しております。

つきましては、貴団体の会員事業者が請け負う工事において、「標準的運賃」をダンプトラック事業者へ適正に支払うとともに、国土交通省が発出した上記文書の内容を踏まえた適切な対応をダンプトラック事業者に行うよう、会員事業者へ周知していただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上